

国外旅費規程

(主 旨)

第1条 この規程は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「本センター」という。）の役員等及び職員が、
以下に掲げる業務のため国外出張を命ぜられた場合の旅費及びその他の必要な事項を定めるものとする。

- (1) 他団体等の主催で、本センターを代表して参加する海外出張
- (2) 本センター運営上、代表理事が特に必要と認めたもの

(旅費の支給)

第2条 役員等及び職員が国外へ出張するときは、第3条3項に定める国外旅費を支給する。

- 2 団体により国外へ出張するときは、この規程にかかわらず、あらかじめ設定された参加費により支給する。

(旅費の計算)

第3条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の旅費により計算する。ただし、用務の都合
又は天災、事故その他やむを得ない理由により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難いときは、そ
の現によった経路及び方法により計算する。なお前条第2項に規定する場合はこの限りではない。

- 2. 日当は、出発日から帰着日までの日数に応じて計算する。
- 3. 宿泊料は、出張中の夜数に応じて計算する。ただし、前条第2項の参加費に含まれている場合を除く。

	役 員	センター長	職 員
宿 泊 料	実 費	実 費	実 費
日 当	4, 5 0 0円	4, 0 0 0円	3, 5 0 0円
汽 車 賃	エコノミークラス	エコノミークラス	エコノミークラス
航 空 賃	〃	〃	〃
汽 船 賃	〃	〃	〃

(役員随行者の旅費)

第4条 役員等に随行した職員について特に必要があると認められるときは、役員旅費を支給することができる。

(予防注射料等の支給)

第5条 国外へ出張のための予防注射料、査証手数料及び入出国税については、それぞれの実費を支給する。

(生命保険)

第6条 国外への出張のための保険は、業務執行理事が定めるところにより本センター名で加入する。

(旅費の増額または減額)

第7条 特別の事情により代表理事が必要と認めたときは、旅費の一部を増額または減額することができる。

(委 任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改廃および変更)

第9条 この規程の改廃および変更は、理事会の承認を経るものとする。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。